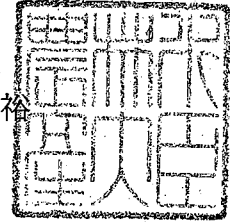


27消安第3959号

平成27年11月18日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

農林水産大臣 森山 裕



飼料添加物の基準及び規格の改正に係る意見の聴取について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、下記に掲げる飼料添加物の基準及び規格並びに当該飼料添加物を含む飼料の基準及び規格を改正することについて、同法第59条第1項の規定に基づき、公衆衛生の見地からの意見を求めます。

記

フィターゼ

飼料添加物フィターゼの基準及び規格の改正に関する意見聴取について

1. 経緯

フィターゼは、フィチン酸（イノシトール-6-リン酸）を分解する酵素群の総称である。飼料中のフィチン酸を分解して無機リン酸を遊離させることから、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的として、平成8年に飼料安全法に基づき、飼料添加物として指定された。現在、フィターゼは、一部のアスペルギルス属を生産菌とするものについては、飼料への使用が認められているが、他の生産菌によるものは、飼料への使用は認められていない。

今回、要望のあったフィターゼは、組換え DNA 技術によりフィターゼの生産性を向上させた分裂酵母（*Schizosaccharomyces pombe* ASP595-1 株）を生産菌とするものであり、従来品に比べ、胃内 pH 環境下で酵素活性が高い。そのため、豚や鶏に給与することで、従来品に比べ、リンの消化率が向上することとされている。

平成26年3月17日、農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会において、当該フィターゼについては、飼料添加物としての安全性及び有効性が認められるとの審議結果を得たところである。なお、当該フィターゼは酵素であることから、対象家畜等を用いた残留試験は省略されている。

2. 改正の概要

飼料添加物フィターゼについて、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）の製造用原体及び製剤の基準・規格を改正し、並びに飼料の基準・規格を設定する。

なお、用途は飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進で、豚及び鶏を対象とする飼料とする。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの当該物質の指定等に係る食品健康影響評価の結果及び農業資材審議会飼料分科会の答申を得た後、パブリックコメント等により一定期間意見の公募を行い、省令の改正の進めを進める。